

重 要

回 覧

令和5年12月9日

出口自治会会員各位

出 口 自 治 会
会 長 川 添 千 尋

来年度からの募金活動について

平素は自治会の活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
近年、住民の高齢化や生活スタイルの変化により、自治会活動におきましても時代に合わせ活動内容を変化させていくべきだとのご意見を耳にする機会が増えてきました。

その一つが、現在年4回行われている各種募金団体への集金活動です。募金活動は、地域の福祉活動や社会貢献において必要なものであり、自治会活動に求められる役割の一つでもあると考えています。しかし、組長が一軒一軒戸別訪問して集金することが大きな負担となっているとの声も多く聞かれます。

そこで、この度、募金活動に関する運営方法につきまして、出口自治会での取り扱いを以下の通り変更させていただけないかと検討しています。以下の変更案をご参照いただき、ご意見やご不明点などがございましたら、文末の空欄にご記入くださいますようお願いいたします。

なお、現在はあくまで検討中の段階であり、いただいたご意見などを踏まえて来年4月の決算総会で議案として提案し、承認されましたら令和6年度より施行したいと考えております。

※組長の皆さまへ※ ご意見等の記入がある場合は、地区長へ用紙を提出してください

記

●募金活動にかかる自治会規約についての変更点（案）

1. 組長による戸別訪問による集金は、廃止する。
2. 現行の4団体への募金は、自治会費の中から拠出する。
3. 自治会費は、年額1800円（現行）から2000円へ変更する。
4. 組長報酬は、年額3000円（現行）から2000円へ変更する。

*これによって、組長による戸別訪問による集金・集計の手間を減らすと同時に、組長（128名）報酬の減額によって年間128,000円の支出減とすることができます。

以上

<補足>

◎現在自治会費は、月額150円×12か月分=1800円となっています。これを前期後期制へと変更し、4月～9月分（前期）1000円、10月～翌3月分（後期）1000円とします。前期途中で転入（随時可）の場合は、後期分のみを徴収し、後期中で転入の場合は翌年前期分から徴収します。また、転出時の払い戻しについては、前期途中の場合は後期分のみ払い戻しとし、後期中の場合には払い戻しなしとします。

◎現在行っている募金団体は、赤十字・社会福祉協議会・赤い羽根・歳末たすけあいの4団体です。この4団体への募金を今後は戸別に集金するのではなく自治会費に含み、自治会から4団体へそれぞれまとめて拠出することを提案するものです。

◎各種団体への募金額については、過去の実績を参考に自治会費の15%～20%程度とします。具体的な募金額については年度初めの予算総会で提案し、年度末の決算総会にてご報告いたします（令和4年度募金額総額：年約90万円）。

◎ご意見・ご質問などありましたらご記入願います